



中小企業のみなさまへ

令和6年7月1日施行

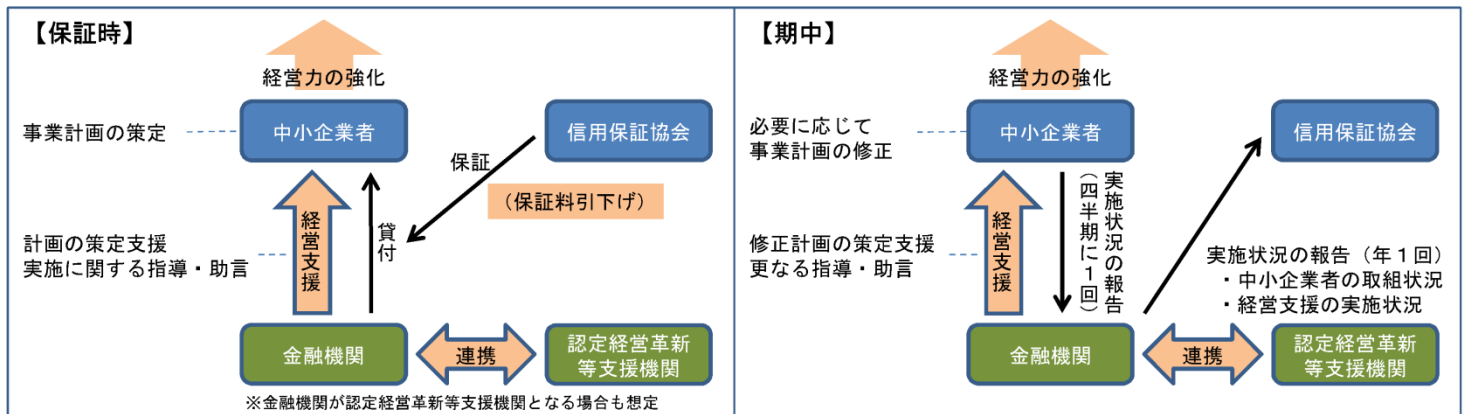
## 「経営力強化保証制度」のご案内

### 経営力強化保証制度とは？

中小企業のみなさまが外部の専門家(認定経営革新等支援機関(※))の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免(概ね▲0.2%)し、金融面だけでなく、中小企業の皆さまの経営力の強化をサポートする保証制度です。

中小企業のみなさまが本制度を利用し、経営力の強化を図る場合、外部の専門家の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定すること、また、その実施状況を金融機関に対し報告(四半期毎)が必要となります。また、取扱金融機関は、中小企業者の計画の実行状況とともに経営支援の実施状況を信用保証協会に対して報告(年1回)することとなっています。

※認定経営革新等支援機関…中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた外部の専門家のことです。金融機関や税理士等が認定を受けています。なお、認定経営革新等支援機関は中小企業庁及び金融庁のホームページで公表されています。



他制度や宮城県信用保証協会について詳しく知りたい場合は下記よりご覧ください♪

当協会 HP



制度一覧



業務案内



宮城県信用保証協会

**LINE 公式アカウント**  
を開設しました

制度・セミナー等のお役立ち情報を配信!

LINE 友だち追加

詳しくは、金融機関またはお近くの宮城県信用保証協会窓口までお問い合わせください

- |             |                  |              |                  |
|-------------|------------------|--------------|------------------|
| ● 本店営業部保証一課 | TEL 022-225-6421 | ● 本店営業部保証二課  | TEL 022-225-6422 |
| ● 仙台東支店     | TEL 022-783-9021 | ● 白石支店       | TEL 0224-25-2135 |
| ● 大崎支店      | TEL 0229-22-0722 | ● 石巻支店       | TEL 0225-22-4178 |
| ● 気仙沼支店     | TEL 0226-22-1972 | ● 経営支援部経営支援課 | TEL 022-225-5230 |

## 【制度概要】

全国統一保証制度経営力強化保証	
申込人資格要件	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円(組合等については4億8,000万円)
対象資金	・一般関係に係る保証については事業資金 ・経営安定関連保証(5号)については経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る。 ただし、いずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る。
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済：1年以内 分割返済：運転資金 5年以内(据置期間1年以内を含む。) 設備資金 7年以内(据置期間1年以内を含む。) ただし、保証付き既往借入金を借り換える場合は10年以内(据置期間1年以内を含む。)
担保・保証人	担保：必要に応じて徴求するものとする。 保証人：必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
貸付利率	金融機関所定利率
信用保証料率	・一般保証の場合 借入金額に対し年0.45%から1.75% (申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用します。)※1、※2 ・経営安定関連保証(5号)の場合 年0.72%
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度の方式によります。 ※責任共有対象
申込方法	金融機関経由
添付資料	信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の書類が必要です。 ①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ②事業行動計画書(申込人が策定したもの) ③経営安定関連保証(5号)については、市町村長または特別区長の認定書

※1 申込時の信用力に応じた保証料率が最も低い保証料率の場合及び貸借対照表を作成していない等により、信用保証協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率が適用されます。

※2 特別な理由なく金融機関に対する四半期毎の報告(「経営力強化保証制度とは?」参照)を怠った場合、通常の保証料率が適用され、差額保証料を追加でお支払いいただく場合があります。